

## 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の 一部変更について（概要）

令和 4 年 8 月  
法 務 省

### 1. 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について

特定技能制度は、制度の適正な運用を図るため政府全体の基本方針として「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、その基本方針にのっとり受入れ分野ごとに「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（以下「分野別運用方針」という。）を定めている（両方針ともに平成30年12月25日閣議決定）。

### 2. 分野別運用方針の変更について

基本方針において、特定技能外国人の受入れが可能な各産業分野（以下「特定産業分野」という。）における向こう5年間の受入れ見込数については、大きな経済情勢の変化が生じない限り、特定技能1号の在留資格で在留する外国人の受入れの上限として運用することとされているところ、特定産業分野ごとの受入れ見込数については、分野別運用方針において定められている。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特定産業分野において大きな経済情勢の変化が生じていると考えられることから、分野別運用方針を変更し、受入れ見込数を見直すこととする。

その他、制度を運用する中で生じた要望・ニーズ等を踏まえて、制度改善のための変更を行う。